

1. 令和6年度の八戸市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について
2. 自主点検表の改正について
3. 令和6年度立入検査時の注意点について
4. 参考資料等

1. 令和6年度の八戸市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

○令和6年度から義務化された項目

- ・対象職員となる職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずること。指針7(2)
- ・業務継続計画を策定すること。指針8(5)
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催すること。指針8(7)
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を虐待発生の有無に係わらず開催すること。指針9(4)

○令和6年度から改正された項目

- ・既存戸建住宅を有料老人ホームとする場合の例外措置について(指導指針6(3))
延べ面積200㎡未満かつ階数3以下の戸建て住宅等を有料老人ホームとして利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じる場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない旨の説明を追加。
- ・業務継続計画について(指導指針8(5))
業務継続計画について、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定できる旨の説明を追加。
業務継続計画の策定、研修及び訓練について、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない旨の説明を追加。
- ・医療機関等との連携について(指導指針8(9))
入居者の急変時等に相談や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努める旨の説明を追加。
第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努める旨の説明を追加。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会について(指導指針9(4))
虐待の防止のための対策を検討する委員会の担当者について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一者が務めることが望ましいこと等の説明を追加。

- ・身体拘束の記録について（指導指針9(6)）

緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすこと、確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことの説明を追加。

○重要事項説明書の改正（様式第2号）

- ・サービス付き高齢者向け住宅の場合の記載内容省略に関する説明の修正
- ・4. サービスの内容（介護サービスの内容）加算項目等の修正
- ・4. サービスの内容（医療連携の内容）協力医療機関の項目等の修正、新興感染症発症時に連携する医療機関について追記
- ・5. 職員体制（夜勤を行う看護・介護職員の人数）夜勤帯の設定時間を修正
- ・別添2施設が提供するサービスの一覧の内容修正

重要事項説明書は、今年度中に新様式に更新してください。

次回の定期報告（令和7年7月頃を予定）時には、新様式に更新済みの重要事項説明書を提出してください。

2. 自主点検表の改正について

- ・運営指導指針の改正に伴い、該当項目の内容を修正
- ・「根拠法令、確認資料」欄に、立入検査時に現地にて確認する資料名等を追記

3. 令和6年度立入検査時の注意点について

- ・これまで立入検査時の事前資料は、紙での提出を求めていましたが、メール（電子データ）での提出を可とします。なお、いままで通り紙での提出も可能です。
- ・今年度は、令和6年度に義務化された4項目を重点的に確認する予定です。

4. 参考資料等

- ・社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策の手引き
- ・第9期八戸市高齢者福祉計画（概要）